

令和2年度 一般会計歳出 第8款2項4目 12節 (04) 企画調査その他委託料  
令和2年度 一般会計歳出 第3款2項1目 12節 (04) 企画調査その他委託料

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当	ふりがな	あらい えいこ
			港北区地域振興課 生涯学習支援係	担当者名	荒井 映子
				電話	540-2242

## 設 計 書

- 1 委 託 名 綱島地区センター体育室照明LED化業務委託
- 2 履 行 場 所 綱島地区センター（横浜市港北区綱島西1-14-26）
- 3 履 行 期 間  期間 契約締結日から令和3年3月26日まで  
又 は 期 限  期限 平成 年 月 日 まで
- 4 契 約 区 分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明  不要  
 要（ 月 日 時 分 場所 ）
- 7 委 託 概 要 綱島地区センター体育室の照明器具をLED化する。

8 部 分 払

す る ( 回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

委 託 代 金 額

\_\_\_\_\_

内 訳 業 務 価 格

\_\_\_\_\_

消費税及び地方消費税相当額

\_\_\_\_\_



## 綱島地区センター体育室照明LED化業務委託 特記仕様書

### 1 適用範囲

この仕様書は、「綱島地区センター体育室照明LED化業務委託」について適用する。

### 2 目的

綱島地区センター1階体育室に設置している照明器具をLED化することにより、施設の省エネルギー化を促進することを目的とする。

### 3 履行場所

綱島地区センター（横浜市港北区綱島西1-14-26） ※平成元年度竣工

### 4 履行期限

令和3年3月26日まで

### 5 業務内容

既存照明器具に対応するLED照明を選定及び調達し、置き換える。業務内容には、物品の運搬・搬入、LED照明の設置・調整、既存照明器具の撤去・運搬・処分、報告書の作成を含む。

#### (1) 既存照明器具の撤去等

ア 別紙図面で示した箇所の既存照明器具を撤去、運搬、処分する。(26か所)

イ 撤去した既存照明器具は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」など関連法令に従い、運搬処分すること。

ウ LED照明器具の設置により不用となる既設の配管、配線、器具及び設置中に発生した産業廃棄物は、全て撤去、運搬及び処分すること。(ただし、打込配管はそのままとすること。)

#### (2) LED照明器具の設置

既存照明器具を撤去した後に、LED照明器具を設置する。(26か所)

#### (3) LED非常用照明器具の設置

別紙図面で示した箇所にLED非常灯を設置する。(6か所)

#### (4) 照明設置後の検査

##### ア 設置状態確認

各LED照明器具が正常に設置され、器具の脱落の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすること。

##### イ 点灯状態確認

各LED照明器具が異常なく点灯することを確認すること。

##### ウ 絶縁抵抗測定

各LED照明器具の設置後に、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに絶縁抵抗測定を行うこと。

##### エ 照度測定

JIS照度基準、労働安全衛生規則を満たす照度であるかどうか測定すること。

#### (5) 報告書の作成

以下の内容を取りまとめ、報告書として紙で1部、合わせてPDFファイル形式で電子データを提出すること。

ただし、下記アはエクセルデータも合わせて提出すること。なお、報告書の作成に使用す

ることを目的として、契約後、報告書の提出までの間、建物平面図のCADデータもしくはPDFデータを貸与する。

ア 照明器具台帳（エクセル様式）※様式は別途支給する。

イ 設置したLED照明の配置図及び姿図（設置器具のメーカー名を記載すること）

ウ 配線等の補修を行った場合は補修内容の記録

エ 受注者による設置後検査結果

オ 設置前、設置中及び設置後の状況が分かる写真

カ メーカー取扱説明書

キ 産業廃棄物管理票の写し

ク 関係諸官公庁等への申請等が完了していることを示す書類（必要な場合）

## 6 調達するLED照明器具の仕様

選定するLED照明器具は、次の各条件を満たす製品とすること。

### (1) 基本事項

本仕様書、日本工業規格、その他関係する諸法令、規則及び条例などを遵守すること。

### (2) 交換方法

器具ごと交換を行い、既存照明器具の改造によるLED化は行わないこと。

### (3) 交換するLED器具

ア 公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004）を原則として選定すること。ただし、適した公共施設用照明器具が存在しない場合は発注者との協議の上で選定すること。

イ 同一エリアにある同じ種類の照明器具は、同一メーカーのLED照明器具とすること。

### (4) 定格寿命

全光束が初期値の70%となるまでの総点灯時間が40,000時間以上であること。

### (5) イミュニティ耐性

設置場所の電磁環境において異常のないこと。

### (6) 光源色

原則として既存照明器具から大きく異なるものではないこと。

### (7) 照度

JIS照度基準及び労働安全衛生規則を満たす照度を保つこと。

### (8) 配光・輝度

既存照明器具から大きく異なるものではないこと。

### (9) 耐環境性

LED照明器具は設置場所の雰囲気に適した耐環境性を有するものであること。

### (10) 入力電圧

設置場所の配電電圧に適合したものであること。配電電圧の切替えは行わないこと。

## 7 その他

(1) 業務の遂行に先立ち、委託者及び施設側と十分に事前調整を重ね、実効的なスケジュールを作成したうえで、作業を開始すること。なお、履行場所において令和2年1月29日まで「体育室空調設備設置工事」施工中のため、工事期間中に現地確認等で実施場所に立ち入る場合は、委託者と事前に日程調整を行うこと。

(2) 業務を実施するにあたって知り得た情報を外部に漏らさないこと。

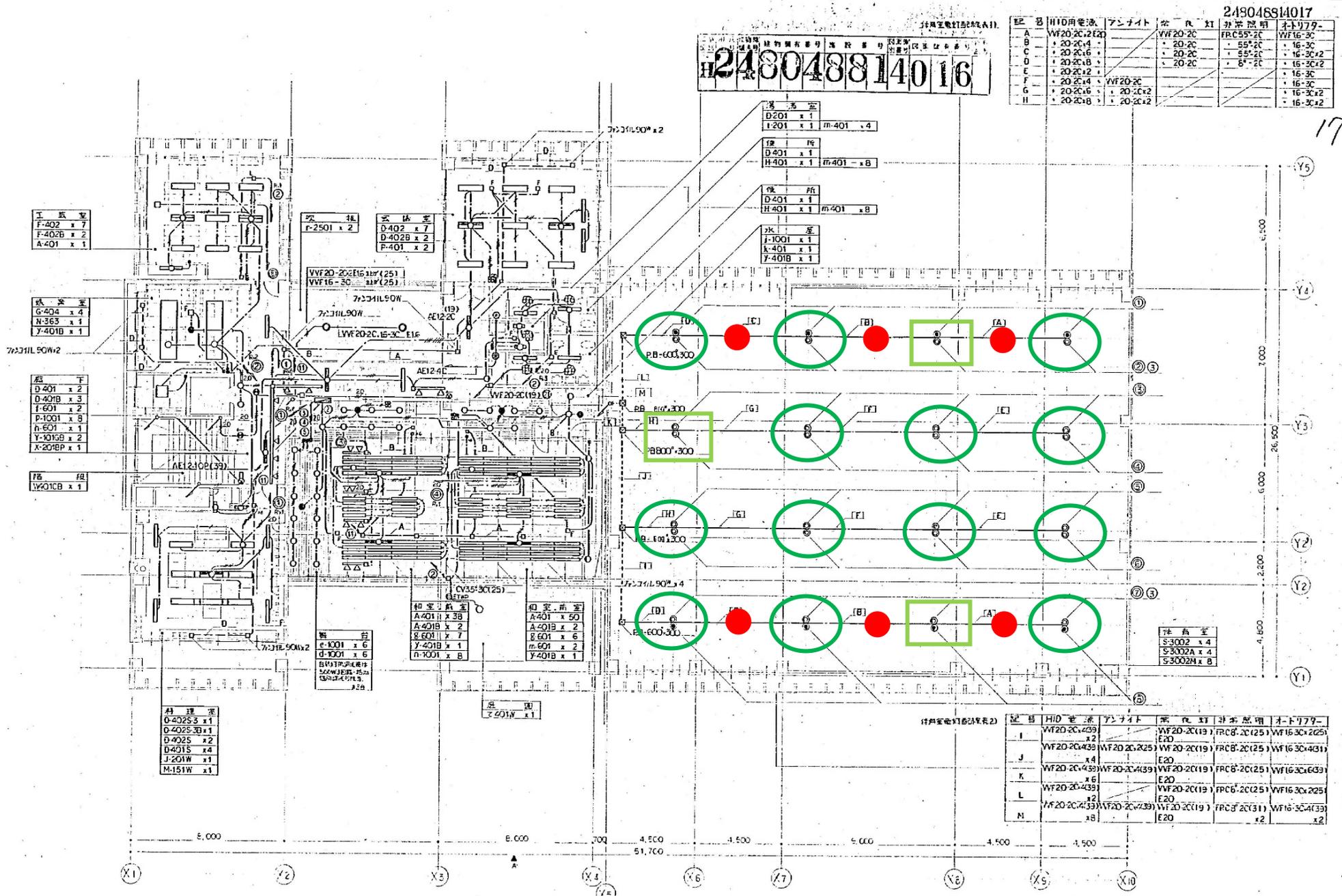
(3) この仕様書に定めのない事項については、各関連法令等の定めるところによるほか、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。

<別紙・綱島地区センター体育室照明図面> LED照明器具全32か所・非常灯照明器具全6か所 ※体育室の形状：間口20メートル、奥行27メートル、天井高7.635メートル

凡例： □ LED照明設置済(6か所・平成30年度にEL-C15005AN 設置済)

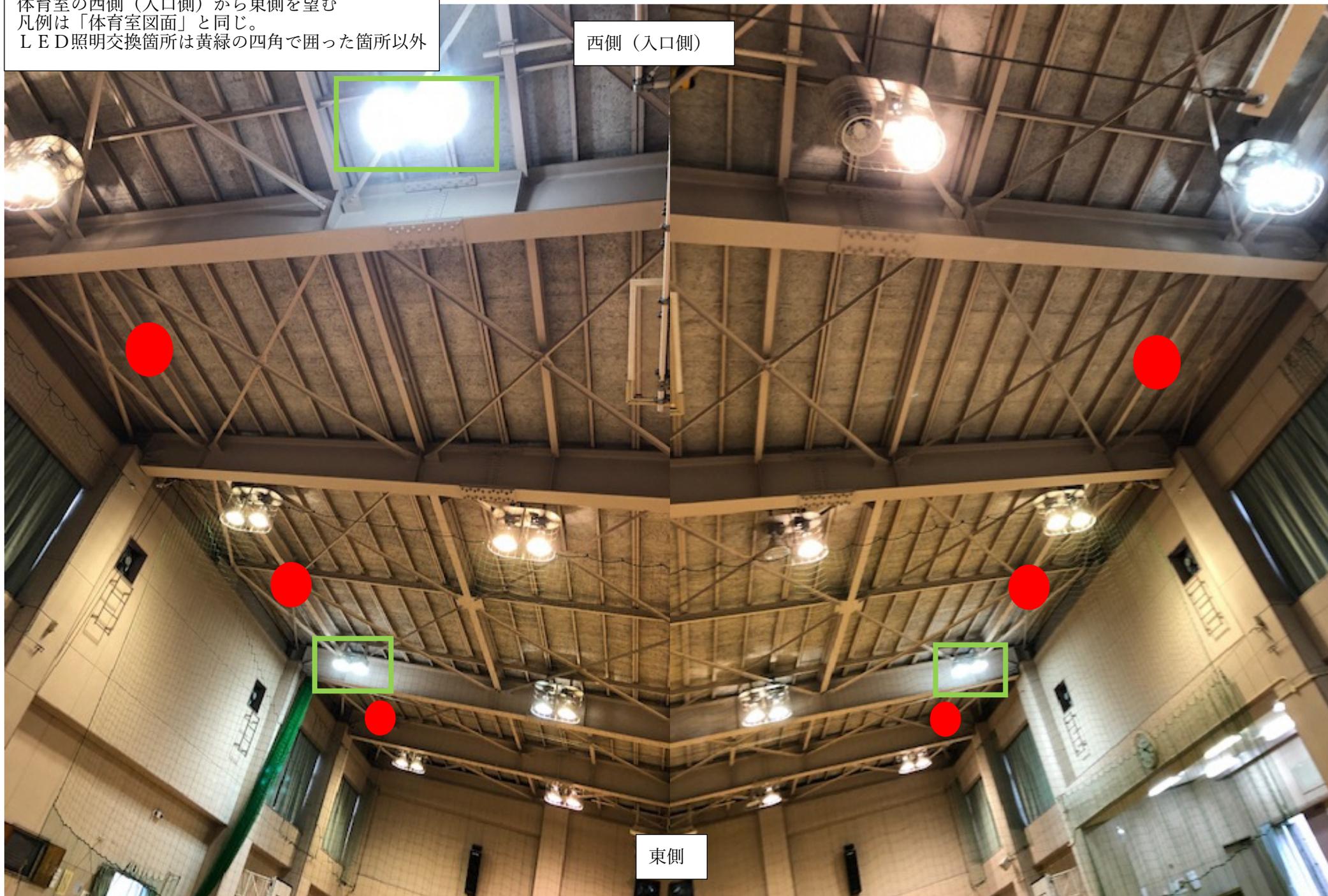
○ LED照明に交換(26か所)

● 非常灯照明設置箇所(6か所) 設置にあたっては、既設配線を活用し、配置寸法を満たすようにする。



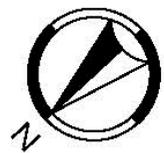
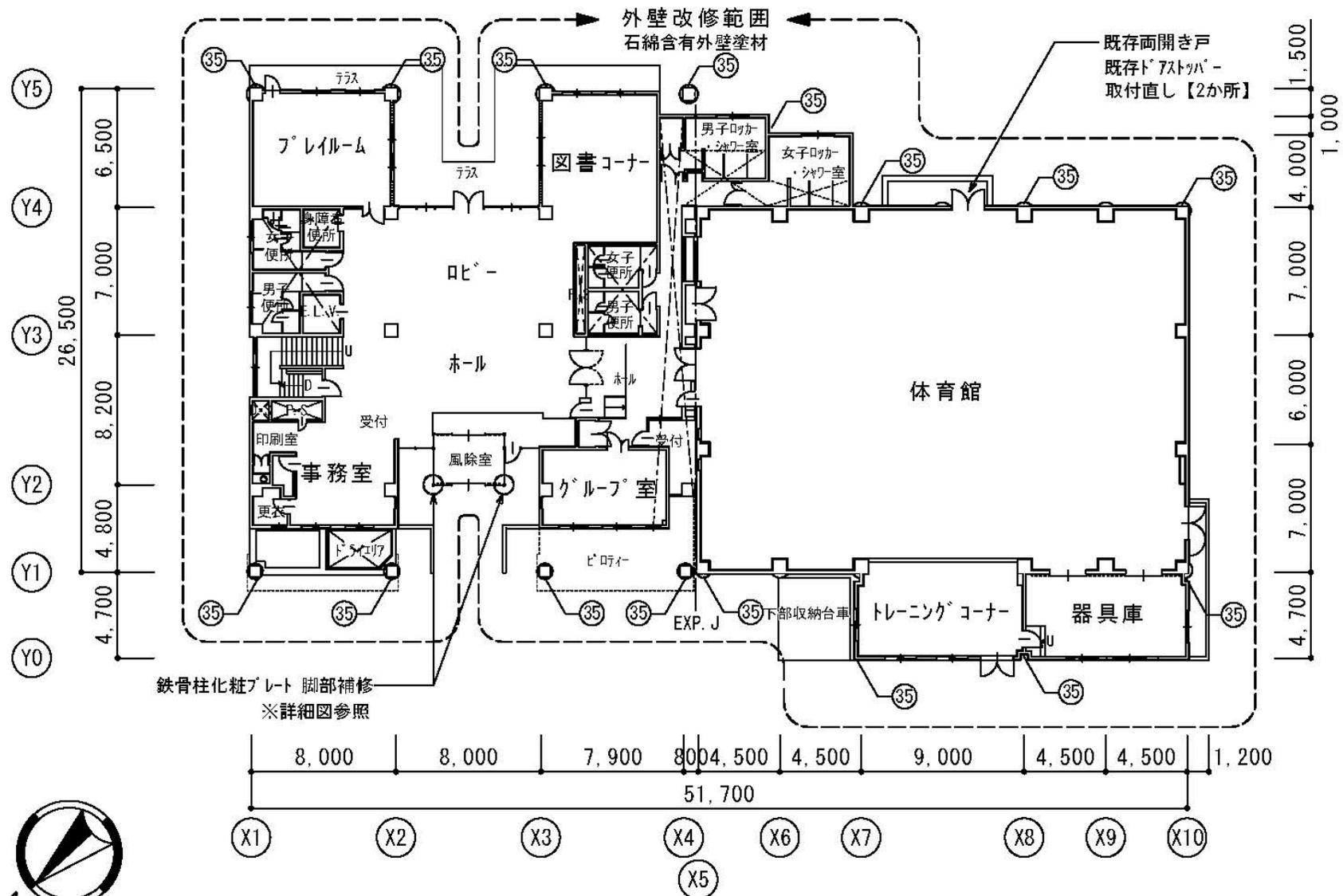
体育室の西側（入口側）から東側を望む  
凡例は「体育室図面」と同じ。  
LED照明交換箇所は黄緑の四角で囲った箇所以外

西側（入口側）



東側





1階平面図 1/400